

内閣参質一八九第一〇一号

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員中西健治君提出アジアインフラ投資銀行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員中西健治君提出アジアインフラ投資銀行に関する質問に対する答弁書

一について

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第四条第五十二号において「国際復興開発銀行その他の国際開発金融機関に関すること」は財務省の所掌事務とされており、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第一号において「外交政策に関すること」は外務省の所掌事務とされている。アジアインフラ投資銀行（以下「A I I B」という。）に関する事務については、このような所掌に基づき実施している。

二から五までについて

政府の情報収集の内容や外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。また、政府部内の検討内容等について明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、差し控えたい。

六及び七について

政府としては、A I I Bにおいて公正なガバナンスが確立されることや、A I I Bが債務の持続可能性

を無視した貸付けを行わないこと等が確保されるか否かが明らかでない現時点において、お尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。